

公衆衛生研究における「疫学研究に関する倫理指針」の適用

オカモト エツジ
岡本 悦司*

疫学研究倫理指針（以下、指針）が2002年7月より施行されたが、疫学研究は公衆衛生研究の全部ではなく、様々な分野を含む公衆衛生研究においては、個々の学会発表や投稿論文において指針の対象か対象外かをめぐって混乱も予想される。

そこで指針の対象か対象外かを簡便に判断できるアルゴリズムを作成し、日本公衆衛生雑誌に1年間に掲載された原著論文に適用し分類を試みた。

その結果、46編の原著論文のうち、指針の対象と考えられるものは16編あり、その他は、対象外の広義の疫学研究、心理・経済研究、方法に関する基礎研究等に分類された。投稿規定は、倫理的考慮を必要とする場合は方法の項への記載を求めている。指針対象となる疫学研究では倫理的配慮の記載がおおむね守られていたが若干不十分な例もみられた。

分類により、公衆衛生研究が疫学のみならず心理、経済分野にわたる学際的なひろがりを持つとともに、同じ個人情報扱う研究であっても、研究の目的と内容によって厳格な倫理審査を要求する指針が適用されるものと、学術研究の自由を措置する個人情報保護法が適用されるものに分かれることが明らかになった。

なお、本稿のアルゴリズムも分類結果も著者の私見に基づくものであり、厚生労働省や国立保健医療科学院の公式見解ではない。

Key words : 疫学研究, 倫理指針, 個人情報保護, 学問の自由, 生物学的因果関係, 法解釈

* 国立保健医療科学院
連絡先：〒351-0197 埼玉県和光市南 2-3-6
国立保健医療科学院研究情報センター 岡本悦司